

教育の情報化の推進に係る 著作権制度の改正について

平成30年1月19日
文化庁長官官房著作権課

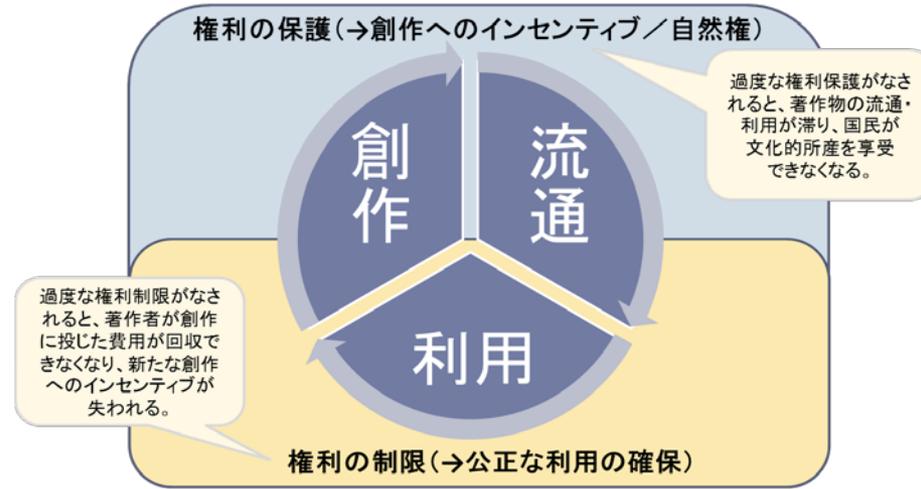
遠隔教育の推進と著作権制度について(ポイント)

1. 著作権法の目的

○著作権は<創作—流通—利用>のサイクルの持続による文化の発展(国家全体の利益)のためにある国民の財産的権利。

—利用者の行為を不当に制約し権利者を利することを目的とはしていない。

○教育目的の著作物利用についてみても、著作者に適切に対価が還元され、将来にわたって良質な著作物が継続して生み出される環境を維持することは、将来の教育活動を豊かにしていくことにつながる。



2. 教育目的の著作物利用と著作権の制限について

○教育の公益性に鑑み、許諾が得られない事態や権利処理の手続き的負担から著作物が利用できないといった事態を避けるために必要な権利の制限は正当化し得る。文化審議会でもこの点積極的に検討を行ってきた。

○しかし、教育に公益性があるからといって、財産権のうち著作権については無限定に制限し、無償で使っていいということにはならない。

—諸外国(英、独、仏、豪等)では、補償金等により権利者に適切な対価を還元しつつ権利制限をすることで教育目的の著作物利用の円滑化が図られており、有償であることをもって、教育の「制約要因」などと評価するのは不適當。

○私人の財産権の制限を行う上では、理論的妥当性に加え、権利者・利用者双方の理解を得ることが重要。

—文化審議会では、教育に関わる幅広い権利者団体と初等教育から高等教育までを含む15の教育関係団体の意見を聴取。

学校における授業形態と著作権制度について

	1		2		3	4	5
	教室での対面授業		「遠隔合同授業」		「同時双方向型の遠隔授業」	同時一方型の遠隔授業	オンデマンド型の遠隔授業
教員等			各教室にそれぞれ教科担任がいる		配信側:教科担任 受信側:教科担任以外	配信側:教科担任 受信側:教科担任以外	
生徒等(配信側)					生徒等がない	生徒等がない	
各教育機関での実施の可否	各教育機関で可能		各教育機関で可能		高校で平成27年度から解禁 大学等では可能	大学等では可能	大学等では可能
「双方向」/「一方向」	「双方向」				「一方向」		
個々の授業の生徒数	<小中高> (標準)40人以下 <大学等> 40人より多い可能性 ※ただし、権利者の利益を不当に害さない範囲に限る		<小中高> [(標準)40人以下]×学級数 <大学等> 40人より多い可能性 ※ただし、権利者の利益を不当に害さない範囲に限る		<高校> (標準)40人以下 <大学等> 40人より多い可能性 ※ただし、権利者の利益を不当に害さない範囲に限る	<大学等> 40人より多い可能性 ※ただし、権利者の利益を不当に害さない範囲に限る	<大学等> 40人より多い可能性 ※ただし、権利者の利益を不当に害さない範囲に限る
教授と受講の時期	同時						異時
著作物の利用形態	複製	公衆送信 (同時・異時) ※異時は予習復習等	主会場において複製して使用される著作物の公衆送信	それ以外の著作物の公衆送信	公衆送信 (同時・異時) ※異時は予習復習等	公衆送信 (同時・異時) ※異時は予習復習等	公衆送信 (同時・異時) ※異時は予習復習等
現行制度著作権法上の扱い	原則許諾不要・無償 (35条1項) 【昭和46年～】	原則許諾必要 ・ライセンス料	原則許諾不要・無償 (35条2項) 【平成15年～】	原則許諾必要 ・ライセンス料	原則許諾必要 ・ライセンス料	原則許諾必要 ・ライセンス料	原則許諾必要 ・ライセンス料
法制定時に比べ複製技術等が飛躍的に進展した現在権利者に及ぼす不利益(著作権分科会報告書)	不利益は軽微でない (原則補償が必要)	不利益は軽微でない (原則補償が必要)	不利益は軽微でない (原則補償が必要)	不利益は軽微でない (原則補償が必要)	不利益は軽微でない (原則補償が必要)	不利益は軽微でない (原則補償が必要)	不利益は軽微でない (原則補償が必要)
見直しの方向性(著作権分科会報告書)	原則許諾不要・無償 (35条1項) 【教育現場の混乱への配慮】 (補償金は将来的課題)	原則許諾不要・補償金※ ※ワンストップで簡便な処理	原則許諾不要・無償 (35条2項) 【教育現場の混乱への配慮】 (補償金は将来的課題)	原則許諾不要・補償金※ ※ワンストップで簡便な処理	原則許諾不要・補償金※ ※ワンストップで簡便な処理	原則許諾不要・補償金※ ※ワンストップで簡便な処理	原則許諾不要・補償金※ ※ワンストップで簡便な処理
規制改革実施計画					高校について、 規制改革実施計画の対象		

制度設計の検討状況について

法案の具体的内容については現在政府部内で調整中であるが、第35条の権利制限規定の整備に伴う補償金制度については、以下のような制度設計とする方向で検討中。

<検討中の制度設計>

- 補償金の対象は、現行法上権利制限の対象となっている公衆送信以外の公衆送信全てとする。
- 補償金の支払い義務者は、教育機関の設置者とする。
- 補償金請求権の行使(徴収・分配)は、文化庁長官の指定する一つの団体(指定管理団体)がワンストップで行うこととする。
- 補償金額の決定は原則として両当事者の意向が尊重されるような仕組みとする方向で検討中。国は、最終的に何らかの形で一定の関与をし得る制度設計にすることを考えている。
- 補償金関係業務の適正性を確保するため、国の指定管理団体に対する監督権限等について規定する。

教育現場の負担軽減のイメージ

今回の著作権法の改正は、現在多大な手続負担が必要な著作物の利用について、権利処理手続を不要とする簡易な方法を提供するものであり、制度を利用するか否かは教育現場の判断による。教育現場に新たに追加的な負担を生じさせるものではなく、現在必要となっている権利処理に係る負担の大幅な軽減につながるもの。

(仮に同様の著作物を利用する場合)

現在

権利者に許諾を得る必要がない場合

- ①現行法上の権利制限の適用がある形態で利用
対面授業における複製や遠隔合同授業のための公衆送信
- ②フリー素材や権利処理済みの教材ソフト等を利用

権利者に許諾を得る必要がある場合

- ③権利者に許諾を得る

(引き続き可能)

改正後

権利者に許諾を得る必要がない場合

- ①現行法上の権利制限の適用がある形態で利用
- ②フリー素材や権利処理済みの教材ソフト等を利用

新設

③補償金制度を利用

個別の権利処理は不要となり、補償金を支払う

教育現場に負担

個別に権利者検索・連絡

許諾の申請

金額の交渉

使用料の支払い



教育現場の
負担が軽減

補償金徴収分配団体
(ワンストップ)

生徒一人あたり〇円等

初等中等教育機関の場合(イメージ)とある高等学校(生徒数40人×8クラス)の場合

- ライセンスを受けて著作物を公衆送信する場合、例えば10回の授業に1回、他人の著作物(文芸作品、新聞、写真)を一つ使う場合、現在のライセンス料の実例では、生徒一人当たり年間約1,400円程度かかると試算される。
- また、教育関係者から、権利者の意向により許諾を得られないケースや、権利者との連絡や権利処理に時間や手続費用がかかり、事実上授業で使えないケースがあるとの報告があった。

現在

(仮に逐一許諾を得ようとすると…)

【1学年での年間の著作物権使用料(試算)※1・2】

(3回の授業に1つの著作物を利用) ※年間生徒一人当たり
文芸作品100個 + 新聞記事100個 + 写真100個※5 **約4,600円**

(6回の授業に1つの著作物を利用)
文芸作品50個 + 新聞記事50個 + 写真50個※5 **約2,300円**

(10回の授業に1つの著作物を利用)
文芸作品30個 + 新聞記事30個 + 写真30個※5 **約1,400円**

(30回の授業に1つの著作物を利用)
文芸作品10個 + 新聞記事10個 + 写真10個※5 **約800円**

【許諾が得られないケース】

(平成27年7月24日 著作権分科会法制・基本問題小委員会 大学関係者からのヒアリング)

○出版社によってはデジタル利用を全て禁止しており、著作物の利用申請を行っても利用を拒絶される。

○出版社を介して個別の著作権者に問合せが必要な場合や海外の権利者に問い合わせる場合は時間がかかり、授業に間に合わない。

将来

(権利制限+補償金制度を利用する場合)

- 権利制限により、個別に許諾を得る必要はなくなる。
- 権利者が見つからないために著作物が利用できないといった事態はなくなり、教育上適切な著作物を円滑に利用できる。

(参考) 諸外国の補償金額・ライセンス料金 ※言語著作物関連

(高等学校の場合 ※年間生徒一人当たり)

英	4.55ポンド(約792円)
豪	16.93オーストラリアドル(約1,600円) ※包括ライセンス料を含む
韓	無料
仏	2ユーロ(約260円)

※補償金額・ライセンス料金は各国の権利制限の対象範囲に応じた額となっているため、単純比較をすることはできない。

《著作物の種類毎の価格と単位》

文芸作品※3 : 3,000円 / 1個 新聞記事※4 : 6,000円 / 1個 写真※5 : 174,000円 / 1~30個 285,000円 / 31~50個 560,000円 / 51~100個

※1 全ての時間に異なる著作物を利用する場合

※2 学習指導要領に定める標準単位数及びそれに必要となる授業時数を基礎として文化庁により機械的に試算。

※3 文芸作品：日本文藝家協会内規に基づく。

※4 新聞記事：毎日新聞が公表している教育利用向け使用料のうち一般紙面の平均額。

※5 写真：AF PWA Aと教育機関が包括契約した場合の推算額。1,000人以下の教育機関の契約金額は個別協議となるが、例示されている生徒1人当たり300円との基準を採用し推算。

ICT関連費用等について(例)

- 現在でも教科書以外の学校で使用する教材や、ICT関係のインフラやソフトウェア等のコンテンツに支出している。
- 著作物等の公衆送信についても、教育上の効果と必要な補償金のバランスを勘案の上、必要と認められる場合は活用されると考えられる。
- したがって、補償金が必要であるということが直ちにICT活用教育推進の妨げとなるものではなく、その金額が教育機関と権利者双方にとって適正なものとなるか否かが重要なのではないか。

主な項目	A教育委員会	B教育委員会	C教育委員会
学習者用コンピュータ費用 (1台当たりの年額リース費用)	約11,000円	約30,000~33,600円 ^(※3)	約39,800円
ソフトウェア費用 ^(※1) (1台当たりの年額ライセンス費用)	約18,000円	約44,300~45,000円 ^(※3)	※上記に含まれる
インターネット接続費用 ^(※2) (1校当たりの年額経常費)	約294,000円 ^(※4)	約125,800円	約21,300円 ^(※5)

※1 授業・学習支援、ドリル教材、ウイルス対策、フィルタリング、資産(端末)管理等。複数のソフトウェア費用に支払っている場合はその合計値。

※2 教育委員会で一括して契約している費用を学校数で案分

※3 異なる機種・年度に導入しているため、合計を台数で案分。

※4 教育センターのインターネット接続費用、フィルタリング対策費、サーバ管理費を含む。

※5 データセンターのサーバを経由しているため、別途サーバ賃借料等が発生する。

● 生徒一人当たりの学校教育費総額(全日制高校・H27年度): 1,192,356円

出典:「地方教育費調査(平成27会計年度)」

(参考) 諸外国の著作物利用の運用実態や補償金等

※諸外国の補償金額については今年度より詳細に調査を行う予定。

※補償金額・ライセンス料金は各国の権利制限の対象範囲に応じた額となっているため、単純比較をすることはできない。

	著作物利用の運用実態	権利管理団体	補償金額・ライセンス料金※言語著作物関連
英	<ul style="list-style-type: none"> ・権利管理団体とのライセンス契約により利用 ・ライセンス契約外の著作物は、権利制限で利用可能 ・教育機関は権利管理団体にライセンス料金を納めており、実質的に補償金を支払っていることと同様の状況 	CLA (著作権法に基づき設置)	(初等中等教育) 5-15歳 1.88ポンド(約327円) 16-18歳 4.55ポンド(約792円) (高等教育) 7.22ポンド(約1,256円) ※年間生徒1人あたり
米	<ul style="list-style-type: none"> ・権利制限によらない著作物について、教育機関が利用する都度、権利管理団体のウェブ上で手続きを行い、その際に対価を支払う ・その他、権利者との直接交渉により利用 	CCC (コンテンツ制作者、出版者、利用者が設立した非営利企業)	(初等中等教育) 確認中 (高等教育) 高等教育機関の種別に応じて、学生一人当たりの使用料は約2～12ドル(約220円～1320円)
豪	<ul style="list-style-type: none"> ・法定許諾制度により利用 ・法定許諾の対象外のものについては、権利管理団体の包括的な許諾制度で利用 ・国や自治体、教育機関等が権利管理団体へ補償金額を支払う 	Copyright Agency (政府により法定許諾の管理業務を行うよう任命)	(初等中等教育) 16.93オーストラリアドル(約1,600円) ※年間生徒1人あたり ※包括ライセンス料を含む (高等教育) 年間3200万オーストラリアドル(約28億円) ※39大学の合計
韓	<ul style="list-style-type: none"> ・権利管理団体に補償金を支払い利用 ・高等教育機関が、告示で設定された補償金額を支払う ・包括徴収制と個別徴収制を併用 	KORRA (告示に位置づけ)	(初等中等教育) 無料 (高等教育) 1,000～1,300ウォン(約100円～130円) ※年間生徒1人あたり
仏	<ul style="list-style-type: none"> ・国や権利管理団体、教育機関間の合意に基づき利用 ・国や自治体、教育機関等が権利管理団体へ補償金額を支払う 	CFC (著作権法に則り認可を受けた団体)	(初等教育) 1.20ユーロ(約156円) (中等教育) 2ユーロ(約260円) (高等教育) 3.20ユーロ(約418円) ※年間生徒1人あたり ※複製及びネット送信(digital use)の利用の総計。 (digital useに係る補償金額については、利用実態が反映されていないとの指摘がなされている。)
独	<ul style="list-style-type: none"> ・各州と権利管理団体との間の契約に基づき利用 ・国や自治体、教育機関等が権利管理団体へ補償金額を支払う 	VG WORT	(初等中等教育) 利用実績調査(概数)に応じて積算・交渉 (高等教育) 生徒1人・1ページあたり0.8セント(約1円) ※インターネットでの利用のみ ※近年の法改正を受け、2018年3月の施行に向けて交渉中

出典：「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究報告書」(平成27年3月 株式会社電通(平成26年度文化庁委託事業))
 ※上記調査研究に文化庁による独自のヒアリング結果を追記

補償金額等の検討に資するための文化庁の取組

- 補償金額は、教育現場における著作物の利用実態を踏まえ、著作物の利用の対価に係る国内外の相場にも留意し、合理的な価格となるよう議論が進められる必要があると考えている。
- このため文化庁では、補償金額等の検討に資するよう、以下を内容とする調査研究を今年度実施する予定。

ICT活用教育に係る諸外国の補償金制度及びライセンシング環境等に関する調査研究

期 間

平成29年9月～平成30年3月

調査項目

- (ア) 諸外国の補償金制度及びライセンシング環境の運用実態等について
- ① 各国のICT活用教育の進展の状況及び著作物の利用環境及びその状況
 - ② 各国の補償金制度及びライセンシング環境の概要
 - ③ 運用実態等
 - i 補償金等の金額決定(金額の決定手続き、金額、及び算出方法や算出根拠等)
 - ii 教育機関からの補償金等の徴収実績・方法等
 - iii 権利者への補償金等の分配(分配基準等)
 - iv 補償金を管理する団体
- 等
- (イ) その他
- ① 諸外国における教育に関する権利制限規定に係るガイドラインの策定について
 - ② 諸外国の教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発について

今回の施策を通じて実現が期待される社会像

現在

教育機関

著作権者

①著作物利用の
萎縮

②多大な手続き
費用を投じて
著作物を利用

③何が適法なの
か分かりにくい

潜在的市場の逸失

権利制限規定
の見直し

ライセンス環境
の整備

法解釈に関する
ガイドラインの
整備

教育機関における
研修・普及啓発

将来

教育機関

教育に必要な著作物
をより円滑に
利用できるようになる

著作権者

著作物利用に対する
正当な対価を
得ることができる

教育の
質の向上

新たな質の高い
創作物が
生み出される

我が国の文化・社会経済の発展